

一般社団法人日本神経学会診療ガイドライン作成指針

2014年 1月25日制定

2021年 5月19日改正

(趣旨)

本指針は、一般社団法人日本神経学会診療ガイドライン作成に関する規程（以下「規程」という。）第1条第2項の規定に基づき、診療ガイドラインを作成するため必要とする実務的、専門的な事項で指針となるべきものを定めるものである。

(ガイドライン作成方法)

第1 ガイドラインは、Minds に準拠して作成する。

2 初回のガイドライン作成委員会の際に半日程度でガイドライン作成について講演を受ける。

(ガイドライン作成作業)

第2 ガイドライン作成委員会の開催は原則として1年間に4回とする。追加の委員会開催が必要な場合はガイドライン統括委員会委員長と協議する。

2 ガイドラインの追補版を作成する場合のガイドライン作成委員会の開催は、原則として年1回とする。

(ガイドライン作成費用)

第3 ガイドライン作成に要する予算額（ガイドライン作成委員会を開催するための費用、文献検索費用および事務的な費用）については、1ガイドライン作成委員会当たり、年間250万円を標準とする。

(2) 文献検索は、原則として日本医学図書館協会に委託する。

(3) 委員または研究協力者が文献を収集する必要がある場合、文献複写費用の学会負担額は、1ガイドライン作成委員会当たり25,000円を標準とする。

(ガイドラインの追補版と Q & A)

第4 ガイドラインの追補版と Q & A について、次の基準により作成し公表する。

(1) ガイドライン刊行後の追加・修正等は、次の改訂まで毎年追補版として学会ホームページで公表する。

(2) ガイドライン追補版を作成するためのガイドライン作成委員会開催は、原則として年1回とする。

(3) 追補版に関する掲載原稿の分量に関しては、項目を可能な限り少なくするとともに、出版社に提出する原稿の締め切りは毎年末までとする。

(5) 追補版の公表は、原則として1年に1回を限度とする。

(6) 読者から質問があった場合は、Q & A 形式により、学会ホームページを利用してガイドライン委員会名で回答する。

(ガイドライン内の COI 開示)

第5 ガイドライン内の COI の公表については、COI に関してその基準と支援された構成員または研究協力者の氏名、所属機関名、役職名、一般社団法人日本神経学会利益相反に係る委員会の設置および運用に関する規程第7条で定める申告事項のうち該当する事項、支援を受けた企業、団体名を記載する。公表の様式は別表の記載例1を参考とする。

また、企業主導の臨床研究に関しても記載をする。COI のみならずガイドライン作成の過程・方法についても記載しガイドラインの透明性をさらに高める。

(作成されたガイドラインの公表 (出版))

第6 ガイドライン出版時期、装丁、出版部数については、次の基準により作業を行う。

(1) 原稿の入稿と出版時期等

- ① 原稿は、各ガイドライン作成委員会が作成し、出版社に入稿する。
- ② 出版社は、原稿を確認後、完全原稿となった時期から3月を目途に出版しなければならない。
なお、具体的なスケジュールは契約した出版社と協議する。
- ③ 出版社は、原稿入稿後ガイドラインの編集上次の役割を担うものとする。
 - ・ 内容の整合性の確認、用字・用語の統一、文献のチェック等
 - ・ 図表の転載許諾申請業務

(2) ガイドラインの装丁等

- ① 複数のガイドラインを出版する場合、出版社は次のことに配慮しなければならない。
 - ・ 表紙は各ガイドライン共通のデザイン(色の違いは差し支えない)とし、デザイン案は学会の承認を得ること。
 - ・ まえがきなど、各ガイドラインに共通する記事のページについては、学会と協議して統一性をとること。
 - ・ ガイドライン本文のデザイン、割り付けなどは、なるべく各ガイドライン間で共通化をすること。

(3) 出版したガイドラインの寄贈部数等

- ① 出版社には、それぞれのガイドラインの作成委員会委員に各1部およびすべてのガイドラインについて関連する学会に5部寄贈を条件とする。
- ② 出版社が当初の出版部数を決定する場合、当該部数を考慮し決定するよう求める。

(ガイドラインの作成趣旨)

第7 ガイドラインする場合は、冒頭に掲載する代表理事、統括委員会委員長による挨拶文中に、ガイドラインの作成趣旨を記載する。記載内容は、別表記載例2を参考とする。

(指針の改正)

第8 この指針を改正するときは、ガイドライン統括委員会の承認を要する。

附則

この指針は、2014年1月25日から施行する。

附則

この指針は、2014年5月20日から施行する。

附則

この指針は、2015年12月12日から施行する。

附則

この指針は、2021年5月19日から施行する。

別表 記載例 1

〇〇診療ガイドライン作成委員会

参加者名 (所属・職名)	①顧問料	②株保有・利益	③特許使用料	④講演料	⑤原稿料	⑥研究費
×××× (〇〇大学、教授)					C 製薬 D 製薬	
△△△△ (△△大学、教授)			A 製薬		B 製薬	
□□□□ (〇〇病院、部長)					E 製薬	F 製薬

参加者名 (所属・職名)	⑦奨学寄附金	⑧寄付講座	⑨旅行・贈答品等
×××× (〇〇大学、教授)			
△△△△ (△△大学、教授)			
□□□□ (〇〇病院、部長)			

別表 記載例 2

「本ガイドラインは、臨床医が適切かつ妥当な診療を行うための臨床的判断を支援する目的で、現時点の医学的知見に基づいて作成されたものである。個々の患者の診療はすべての臨床データをもとに、主治医によって個別の決定がなされるべきものであり、本ガイドラインは医師の裁量を拘束するものではない。また、本ガイドラインはすべての患者に適応される性質のものではなく、患者の状態を正確に把握したうえで、それぞれの治療の現場で参考にされるために作成されたものである。